

花見会計事務所だより No.84



2023年 本年もよろしくお祈りします。
今回は、来月より開始されます所得税の確定申告についての変更点を
確認したいと思います。

■ 確定申告書の様式変更

- ・令和3年分まで : 確定申告書A 又は 確定申告書B(第一表) 及び 修正申告用(第五表)
- ・令和4年分以後 : **確定申告書A(第一表)が廃止** され 確定申告書(第一表) に統一
修正申告用(第五表)が廃止

■ 一定の雑所得について収支内訳書の添付が義務

- ・令和4年分以後の確定申告書では、雑所得に該当する所得のうち**業務に係る雑所得**で**収入金額が1,000万円を超える場合**には、事業所得の白色申告者が添付する収支内訳書を、**同様に添付**することが必要となりました。

※**業務に係る雑所得**とは、原稿料、講演料、シェアリンクエコノミー(ネットオークションやフリーマーケットアプリを利用した取引)、食品デリバリーサービス、アフィリエイト収入(インターネットweb上の広告収入)などが該当します。

(動産の貸付、貸付金利息、暗号資産取引等の一定の金融取引は、**その他の雑所得**に該当します。)

■ 住所変更等の異動届及び振替納税の再登録の廃止など

- ・令和4年12月31日まで : 住所変更等の場合は異動届の提出、振替納税は再度登録が必要
- ・令和5年 1月 1日以後 : 住所変更等の場合の**異動届は不要**で、**変更後を確定申告書へ記載**
同じ金融機関の**振替納税を継続する**場合には、確定申告書(第一表)
振替納税希望 に○印を付す

■ 確定申告書での公金受取口座の登録が可能

- ・令和4年分以後の確定申告書より、**公金受取口座の登録が可能**になります。

※**公金受取口座登録制度**とは、金融機関の預貯金口座を1人1口座、国や市町村等からの給付金等を受け取るための口座として、国(デジタル庁)へ登録する制度です。

確定申告書(第一表) **公金受取口座登録の合意** : **新規登録**の場合には○印を付し、登録する
金融機関情報を記載

同 **公金受取口座の利用** : **既に公金受取口座の登録が済んでいる**場合は○印を付す(**金融機関情報の記載は不要**)

確定申告が必要かどうかご不明の場合でも
お気軽にご相談ください。

☎ 池田より一言

花見会計事務所
Tel : 026-248-7500
Fax : 026-248-7507
E-mail : info@hanami-kaikei.jp